

介護保険制度改正のお知らせ

平成27年度に実施される介護保険制度について、介護保険料額や利用者負担額等が変更となります。
問い合わせ／長寿いきがい課介護推進担当（内線2673）

4月から改正されたもの

●介護報酬の改定により、介護保険サービスを利用した際に支払う利用者負担が変更になりました。介護報酬改定についての詳細は厚生労働省ホームページ（「厚生労働省平成27年度介護報酬改定」で検索）をご覧ください。
また、第6期介護保険事業計画の実施にともない、介護保険料額も変更となります。詳細は、7月に送付する介護保険料決定通知書及び広報かみやき等でお知らせする予定です。
●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変更になります。新規入所の場合、原則として要介護3以上の方が対象となります。た

だし、やむを得ない事情があれば、対象以外の方の入所も認められます。

●低所得者が施設を利用する際、食費・居住費が軽減される「負担限度額」の制度について、利用者負担段階が第2段階と第3段階の方が負担する多床室の金額が変更になり、320円から370円になります。

8月から改正されるもの

●一定以上の所得がある方は、介護保険サービス利用時の利用者負担が2割（現在は1割）になります。要介護認定の方には、7月下旬までに「介護保険負担割合証」を郵送します。

●低所得者が施設を利用する

際、食費・居住費が軽減される「負担限度額」の制度について、「負担限度額認定」を受けるときの要件が厳格化されます。利用者が低所得者でも、利用者やその配偶者の預貯金等が一定額を超える場合や、配偶者が住民税課税の場合、対象外となります。

●特別養護老人ホームを利用する方が負担する食費・居住費の基準費用額について、多床室の基準費用額が320円から840円に改定されます。

●高額介護サービス費及び高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります。詳細は広報かみやき等でお知らせする予定です。



生活困窮者の自立支援制度を開始

「生活に困っている」「働きたくても働けない」など、生活全般にわたる困りごとの相談窓口を4月から設置しました。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して支援を行います。生活の不安を抱えている方はご相談ください。また、生活困窮者は、自らSOSを出すことができない場合があります。周りに生活にお困りの方がいる場合は、相談窓口の情報提供をお願いします。
問い合わせ／福祉課社会福祉担当（内線2612）

相談日時／平日8時30分～12時、13時～17時15分
相談窓口／自立相談支援センター（市総合福祉センター内）又は福祉課
対象／市内在住で、生活に困窮している方 ※生活保護受給者を除く
支援内容／○自立相談支援事業（専門の相談員が、来所や訪問支援により相談を受けます。生活保護に至る前の段階から、早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの自立を支援します。生活状況や相談者の適正に応じた自立支援プランを立て、就職や家計改善など相談者の自立を支えます）
○住居確保給付金（離職して住居を失った又は住居を失うおそれのある生活困窮者に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台を整えてから就職に向けた支援を行います）
○子どもの学習支援（日常的な生活習慣を身につけるための支援、進学に関する支援、居場所の提供など、子どもの健全育成に必要な支援を行います。また、必要に応じて、子どもや親に対して進学の助言等を行います）
費用／無料
その他／社協だより5月号もあわせてご覧ください

